

(別紙様式)

業務改善の実施状況報告

組織名	消費・安全局 消費・安全政策課	連絡先	03-6744-2135
所管する業務の概要	食品安全の企画・立案に関すること。食品安全の危機管理に関すること。食品一般のトレーサビリティに関すること。一般消費者の利益保護に関すること。物価に関すること。政策評価に関すること。 SPS 措置（衛生と植物防疫のための措置）に関する国際基準についての総括的企画・立案、コーデックス規格に関する総合調整、消費・安全局内の国際関係事務に関する総合調整。		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
(1) 業務における心構え 消費・安全局の基本理念及び「消費・安全局の役割」に基づいて、「安全な食品の安定供給は科学に基づく判断から」、「科学に基づいて食品の安全性を向上させよう」を目標として設定し、執務室内での掲示等を通じて意識の向上を図っている。 さらに、リスク管理に必要な関連科学データの収集に積極的に努める。また、消費者、生産者、食品事業者等の関係者との意見・情報交換に当たっては、科学的な事項についてもできるだけわかりやすく説明するなど親切・丁寧・正直に対応している。	引き続き課の目標を掲示し、課内で周知するとともに、課員の意識の向上に努めていく。 また、今後とも、科学データの積極的収集や親切・丁寧・正直に対応することを徹底していく。
(2) 農林水産業の振興と消費者利益の関係 リスク管理検討会、食品事業者等と連携した実態調査、コーデックス連絡協議会、消費者団体との懇談会、都道府県担当者会議等を通じて消費者をはじめとした関係者との意見・情報交換を行い、施策に反映することにより、国民の健康保護を第一としたリスク管理の推進など消費者の視点に立って業務を推進している。	今後ともリスク管理検討会やコーデックス連絡協議会等を開催し、消費者・生産者・食品事業者、都道府県担当者会議等と積極的に意見・情報交換等を行っていく。また、そこで得られた意見等を、食品の安全性向上等の施策に引き続き反映し、消費者の視点に立った業務を推進していく。
(3) 国民の意見、要請、苦情に対する姿勢	

リスク管理検討会、コーデックス連絡協議会、消費者団体との懇談会等を通じて、消費者をはじめとした関係者との意見・情報交換を積極的に進めるとともに、食の安全ダイアルや消費者の部屋に寄せられた意見・要請・苦情に対し、関係省庁・関係部局と連携して、親切・丁寧・正直に対応している。 また、P I O - n e t を活用して毎週消費者からの食品安全に関する意見・情報を把握・分析し、必要に応じて関係省庁・関係部局に情報提供している。	今後ともリスク管理検討会、コーデックス連絡協議会等を通じ、消費者・生産者・食品事業者等の意見・要望の把握に努めるとともに、寄せられた意見・要請・九条に対し、親切・丁寧・正直に対応する。また、関係府省・関係部局との情報共有等連携を密にし、関係府省・関係部局への情報提供等を続ける。
(4) 国民への情報提供姿勢 リスク管理を行うべき危害要因、汚染実態調査、安全性向上対策などリスク管理に関する情報、小売価格調査結果や関連施策に関する情報をホームページへの掲載、プレスリリースなどを通じて情報提供している。この際、科学的な情報については、できるかぎりわかりやすくなるよう、資料、説明振りなどを工夫している。	今後ともリスク管理検討会、コーデックス連絡協議会等の会議の機会だけでなく、プレスリリース、ホームページ等で積極的かつ迅速な情報提供に努める。 科学的な情報の説明に際しては、理解しやすい資料の作成や、説明の仕方の工夫等、わかりやすい情報提供に努めていく。

2. 国民視点に立った業務の遂行について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
(1) 政策のニーズ等の把握に向けた取組 リスク管理検討会、コーデックス連絡協議会、消費者団体との懇談会等を通じて、消費者をはじめとした関係者や都道府県担当部局、食品事業者との意見・情報交換を通じ、政策要望や生産・流通実態の把握、安全性向上対策の普及促進を図るとともに、必要に応じて施策に反映している。	食品の安全性向上等について、各地域においては取組が進んでいないため、今後説明会や勉強会、研修会等を通じて都道府県や地方機関との連携を強化し、推進を図っていく。 また、国の実施規範やガイドラインの策定にあたっては、地域の実情を反映したものとなるよう、都道府県と連携した取り組みを強化する。
(2) 関係部署との連携強化のための取組 局内リスク管理担当者が参画したリスク管理支援チームの開催、特定に危害要因などに関する省内WGの設置などにより、食品の安全性向上などの施策に係る情報の共有化及び関係事業者等における取組の促進を図るとともに、内外の食品安全に関する情報を収集・解析し関係部局に提供し、注意喚	今後とも、関係部局との情報の共有化及び関係事業者等の取組の促進を図る。 また、食品の安全性向上のために、引き続き研究独法との意見・情報交換を行い、試験研究の実施を促進する。 トレーサビリティ省内ワーキングチームについては、今後更な

起している。 さらに、レギュラトリーサイエンス研究推進計画を策定するとともに、研究独法との意見・情報交換を行い、食品の安全性向上に資する試験研究の実施を促進している。 また、トレーサビリティ省内ワーキングチームを設置し、関係部局との情報共有等を行っている。	る活性化を図り、省内ワーキングチームで義務付けの効果及び実行可能性を検証していく。
(3) 国民への政策等の説明方法 リスク管理の優先度リスト作成、汚染実態調査計画の作成、安全性向上対策の策定などについてはリスク管理検討会において、コーデックスにおける対応方針などについてはコーデックス連絡協議会において、それぞれ意見交換を実施するとともに、ホームページへの掲載、説明会の開催を通じて、国民に情報提供する。	引き続き、コーデックス連絡協議会やコーデックス連絡協議会等での意見交換会の場や他にもプレスリリース及びホームページ等を有効に活用し、科学的根拠に基づいた分かりやすい情報提供や資料説明に努める。
(4) リスク管理に関する取組 「農林水産省及び厚生労働省の食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に沿って業務を実施している。 現行の有害化学物質の優先度リスト及びサーベイランス・モニタリング中期計画については、22年8月中に見直しを実施し、消費者・生産者・食品事業者等の関係者と意見交換を行った上で、新たに策定する予定。 都道府県が実施する地域の実情に即したリスク管理措置を支援するため、消費・安全性対策交付金に新たなメニューを追加。 安全性向上措置を検討するため、食品事業者と連携し、生産製造方法と危害要因生成の関係や、既存低減技術の効果を検証するための調査を実施。 リスク管理措置を的確に立案し、効果的に推進するため、レギュラトリーサイエンス研究推進計画を策定し、必要な試験研究を実施するための事業を実施している。	今後とも、標準手順書に従ってリスク管理を着実に実施していくとともに、関係部局や都道府県との連携強化を引き続き推進する。 特に、国の実施規範やガイドライン等の作成にあたっては、地域の実情を反映したものとなるよう、都道府県と連携した取り組みを強化する。 現行の有害微生物の優先度リスト及びサーベイランス・モニタリング中期計画について、平成23年度中に見直しを行う。 アクリルアミドについては、コーデックス委員会における実施規範の策定を受けて、関係府省、関係部局、関係業界と連携・協力して、日本の実情に応じた効果的かつ実行可能な低減対策を示したガイドラインを策定する。 加工・調理工程で生じる危害要因について、食品事業者の取組を強化するため、危害要因ごとに関係事業者にきめ細かく対応することが必要であり、加工・調理工程に関する安全性向上対策の検証・普及のための体制を強化する。 研究独法における食品安全行政に係る研究開発の状況の整理、情報の共有を図り、連携を強化する。
(5) 過去の失敗や教訓の活用 消費・安全局の基本理念、目標を記した「消費・安全局の役割」を作成、未然防止が不可欠との考えによるリスク管理	消費者の視点を大切にして、今後とも国民の健康保護を第一に、関係部局と連携しながら施策を推進していく。

措置の推進を関係部局、関係省庁と連携して取り組んでいる。	
(6) 農林水産省職員としての食の安全への意識 「消費・安全局の役割」を全職員が携帯し、消費者の健康の保護を第一としてリスク管理などの業務を実施するとともに、リスク管理に必要な科学的な知識や能力の向上・強化を図るための研修に積極的に参加し、リスク管理者としての資質の向上を図っている。	消費者の健康保護を第一として今後とも、リスク管理などの業務を推進していくとともに、リスク管理者としての資質の向上にも努める。
(7) 食の安全に関する取組 「農林水産省及び厚生労働省の食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に基づいて、①食品安全に関する情報の収集・解析、②リスク管理の優先度リストの作成、③汚染実態調査の計画的実施、④リスクの程度に見合った安全性向上対策の企画・立案、⑤安全性向上対策の実行可能性の検証、⑥安全性向上対策の普及促進、⑦対策の実施状況の把握とそれに基づく対策の見直しなどの作業を実施している。なお、平成 22 年度からは、安全性向上対策の策定・普及に資するため、安全性向上対策に資する試験研究の実施、都道府県・食品事業者における安全性向上対策の検証作業の支援について新たな予算を措置した。	今後とも、標準手順書に従ってリスク管理を着実に実施していくとともに、関係部局や都道府県との連携強化を引き続き推進する。 特に、国の実施規範やガイドライン等の作成にあたっては、地域の実情を反映したものとなるよう、都道府県と連携した取り組みを強化する。 現行の有害微生物の優先度リスト及びサーベイランス・モニタリング中期計画について、平成 23 年度中に見直しを行う。 アクリルアミドについては、コーデックス委員会における実施規範の策定を受けて、関係府省、関係部局、関係業界と連携・協力して、日本の実情に応じた効果的かつ実行可能な低減対策を示したガイドラインを策定する。 加工・調理工程で生じる危害要因について、食品事業者の取組を強化するため、危害要因ごとに関係事業者にきめ細かく対応することが必要であり、加工・調理工程に関する安全性向上対策の検証・普及のための体制を強化する。 研究独法における食品安全行政に係る研究開発の状況の整理、情報の共有を図り、連携を強化する。

3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
(1) 業務における心構え 消費・安全局の基本理念及び「消費・安全局の役割」に基づいて、「安全な食品の安定供給は科学に基づく判断から」、「科学に基づいて食品の安全性を向上させよう」を目標として設定し、執務室内での掲示等を通じて意識の向上を図っている。 また、消費者、生産者、食品事業者等の関係者との意見・情報交換に当たっては、科学的な事項についてもできるだけわかりやすく説明するなど親切・丁寧・正直に対応している。	引き続き課の目標を掲示し、課内で周知するとともに、課員の意識の向上に努めていく。 また、今後とも、科学データの積極的収集や親切・丁寧・正直に対応することを徹底していく。

4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策